

四日市市告示第248号

四日市市居宅介護福祉用具購入費等支給要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年3月29日

四日市市長 森 智 広

四日市市居宅介護福祉用具購入費等支給要綱の一部を改正する要綱

四日市市居宅介護福祉用具購入費等支給要綱（平成12年3月31日制定）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(福祉用具購入費の支給決定)</p> <p>第7条 市長は、前条の請求書を受理したときは、速やかに当該書類の審査を行い、福祉用具購入費の支給の可否を決定し、<u>介護保険 給付費支給（不支給）決定通知書</u>（第4号様式）により、申請者に通知し、福祉用具購入費を支給するものとする。</p>	<p>(福祉用具購入費の支給決定)</p> <p>第7条 市長は、前条の請求書を受理したときは、速やかに当該書類の審査を行い、福祉用具購入費の支給の可否を決定し、<u>居宅介護福祉用具購入費等支給決定通知書</u>（第4号様式）により、申請者に通知し、福祉用具購入費を支給するものとする。</p>

第1号様式を次のように改める。

第3号様式を次のように改める。

第4号様式を次のように改める。

附 則

この要綱は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(健康福祉部介護保険課)